

会員事業所の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、会員事業所の皆様におかれましては大変なご苦労の中対応にご尽力されていることと存じます。

また会員事業所の皆様の中には、社会生活を維持する上で必要な施設として感染の危険と隣合わせの状況下で事業を継続されている事業所の方々もいらっしゃるかと存じます。

当協会におきましても、会員事業所の皆様から、従業員の雇用や労務対応、安全対策、助成金等について連日多くのご相談が寄せられております。

引き続き当協会は、会員事業所の皆様個々に寄り添い、ご相談の中で少しでも皆様のご不安を解消して頂けるよう全力で努めて参ります。また社会保険・労働保険の事務手続きに関しましても、皆様にご安心頂けるよう滞りなく進めてまいります。

現況、非常に厳しい状況下ではございますが、引き続き何卒宜しくお願い申し上げます。会員事業所の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛ください。

社会保険労務士法人 淀川労務協会

改定第3版：令和2年5月8日

会員事業所各位

社会保険労務士法人 淀川労務協会

特別措置法に基づく「緊急事態宣言」に伴う当協会の業務体制に関しまして **【5月31日（日）まで当協会の業務体制の変更を延長させていただきます】**

5月4日、政府より「緊急事態宣言」について5月31日（日）までの延長が決定されました。

また、大阪府は特定警戒都道府県に指定されており、延長後も引き続き「出勤者を最低7割減」「接触機会の8割削減」を要請されていることから、業務の継続を踏まえつつ、要請に従い、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大・蔓延防止のため、また当協会職員の安全を一層図るために、当協会の業務体制の変更を引き続き5月31日（日）まで延長させていただきます。

なお、期間は緊急事態宣言が大阪府に適用されている間とさせていただきます（※1,2）

- ※1 当面は5/31（日）迄を予定しておりますが、適用が延長される場合は、準じて延長させていただきます。
- ※2 政府より今後の情勢分析から期間の満了を待たずに緊急事態宣言が解除された場合、また大阪府が今後設ける予定にしている基準により外出自粛要請が解除された場合は、改めて当協会の業務体制についてご案内させていただきます。

会員事業所の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけすることとなりますが、現下の状況を鑑み、何卒ご理解頂けますようお願い致します。

1. 労務相談担当職員は、テレワークによる在宅勤務に変更致します。

【変更内容】

労務相談担当職員4名（松井、村崎、下村、三浦）：

- ・原則テレワークによる在宅勤務（月～金の平日 8:45～17:45）に変更しております。

【労務相談等の対応について】

原則メールでご用件をお送り頂ければ、折り返しご連絡、ご対応をさせていただきます。

2. 事務手続き担当職員は、時差出勤 及び 交替制による週3日勤務に変更致します。

【変更内容】

事務手続き担当職員：

- ① 勤務時間：時差出勤に変更致します。※各担当者の出勤時間は個別にご案内の通りです。
- ② 交替制勤務：2交替制（※担当職員毎により、「月水金」または「火木土」の勤務）における週3日勤務に変更致します。 ※各担当者の出勤曜日は個別にご案内の通りです。
- ③ フロア別勤務：10F・11Fのフロアに分かれ、かつ座席の間隔を交代制勤務導入により一層十分にとって業務を行う体制に致します。

【事務手続きの対応について】

メール、FAX、郵送等でご連絡を頂けるものに関しては、週3日の勤務日に確認し、順次処理を進め、必要な場合にはご連絡をさせていただきます。また電話にてご連絡・ご相談を頂ける場合は、大変恐縮ではございますが、担当職員勤務日にご連絡を頂けますようお願い致します。

なお、お急ぎのお問い合わせ等につきましては、出勤している職員が対応させていただきます。

（会員事業所の皆様へのお願い）

可能な限り業務の遅延を少なくするよう努めさせていただきますが、現下の状況等を鑑み従前より遅れが生ずる場合が予想されます。また、依頼案件の内容を考慮し優先順位をつけて処理を行わせて頂く場合もございます。何卒ご了承頂きますようお願い申し上げます。

3. 当協会職員による訪問及び事業所の皆様のご来所について

「緊急事態宣言」の延長に伴い、当協会職員による事業所様への訪問につきまして、当面は自粛させていただき、大変恐縮ではございますが、事業所の皆様の当協会へのご来訪につきましても、当面は自粛くださいますようお願い申し上げます。極力メール等の対面によらない連絡手段でのご対応にご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 緊急の案件等で訪問・ご来訪によるご相談をご希望される場合は、「マスク着用」「手指消毒の徹底」並びに会議室の換気、飛沫対策のため十分な距離の確保、できる限り最少人数での対応にご協力くださいますようお願い申し上げます。

4. 今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合について

当協会では、職員同士においてもできる限りの接触を回避するため、労務相談担当職員は原則在宅勤務に、事務手続き担当職員は、時差出勤及び2交替制週3日勤務かつ10F、11Fの2フロアに分かれて、少人数でより一層職員間の距離をとった業務体制を行っており、職員間の「濃厚接触」を可能な限り少なくかつ、万が一の場合でも対象者の範囲を限定する対策をとっております。

今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合、保健所等関係機関に連絡・相談のもと指示・要請に従い対応してまいります。保健所等の指導によっては、事務所の一部または全部について一定期間休業の必要が出てくる場合もございます。その際、ご依頼頂いている事務手続きについて遅れが生ずる場合もございます。また、労務相談担当者とのお打合せが一定期間内にあった事業所様には、当協会よりご連絡をさせていただきます。

今後も、当協会は新型コロナウイルス感染症の更なる拡大・蔓延防止のため、また当協会職員の安全を一層図るために当該業務体制を適切に進めてまいります。

会員事業所の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご了承を頂きますようお願い致します。

◇今後の情勢によっては、改めて異なる体制をとらせていただく可能性がございます。その際には、改めてご案内差し上げるように致します。